

「北九州市ユニバーサルデザインタクシー車両等導入補助金」の概要

1 事業の目的

高齢者や車いす利用者など誰もが利用しやすいタクシー車両の普及促進を目的とする。

2 事業の概要

タクシー事業者が、ユニバーサルデザインタクシー車両又は福祉タクシー車両（以下「UDタクシー車両等」という。）を導入する際に要する経費の一部を補助する。

3 制度の概要

補助対象事業者	① UDタクシー車両等を導入するタクシー事業者 ② ①の事業者に車両を貸与する者 ※市税の滞納がないこと。
補助対象車両	以下の全てを満たす車両 ① 北九州市内に事業拠点が存するタクシー事業者が使用する事業用自動車 ② 北九州市内に使用の本拠を置く車両 ③ 過去に本補助金の交付を受けていない車両 ④ 補助を受けた年度の末日までに新規登録する車両
補助対象経費	車両本体価格(消費税抜き)
補助金額	上限20万円 ※国・県の補助と併用可

4 令和7年度予算額

6,000千円

5 交付決定について

市内全域にUDタクシー車両等が普及するよう、申請が予算額を超えた場合の優先順位は下記のとおりとする。

① 各事業者に1台ずつ配分

② 2台目以降は、各事業者のUDタクシー車両等の保有台数や保有率を考慮し配分

※申請が予算額に満たない場合は、随時、受付を行います。

6 運送の適切な実施について

補助事業者は、実績報告の際、実車を用いてスロープ等の設備や装置の操作方法を確認してください。また、操作方法の習熟のため、実車を用いたスロープ等の設備や装置の操作方法の研修を年間複数回実施し、車いすの利用者等の運送を適切に実施してください。